

◎介護保険における訪問介護サービスについて

介護保険における訪問介護サービスには、排泄や入浴の介助などの身体介護①や掃除や洗濯、調理等の生活援助②があります。

①「身体介護」は、

介護保険の認定を受けている高齢者の体に直接触れての入浴や排泄、食事などの介助を行います。

②「生活援助」は、

介護保険の認定を受けている一人暮らしの高齢者や、家族等と同居しているが、家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことができない場合などに、日常生活の援助として掃除や洗濯、調理などを行います。

※ 個人個人の生活環境や高齢者の身体の状態には違いがありますので、一律機械的に判断することはありません。

訪問介護のサービスを受ける場合には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、個々の高齢者の生活環境や身体の状態を十分に把握し、本人・家族、事業者とのサービス担当者会議を経てサービスを提供します。

ご不明な点は、ケアマネジャーにご相談下さい。

○問い合わせ先

高齢福祉課介護サービスグループ

電話 028-632-2906

FAX 028-632-3040